## 随意契約(相手方指定)調書

件 名	荒川区中小企業融資管理システム導入委託	5200510
工(納)期	9 令和 5 年 1 1 月 3 0 日	
契約締結日 令和5年7月6日		
契約金額	5,316,300円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社オプティマ
	(法人番号:8010701002154)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料			
経理課契約係	R5.6.22		

## 業者選定理由書

件名	荒川区中小企業融資管理システム導入委託
指名業者(案)	名 称 株式会社オプティマ 所在地 東京都品川区大崎3丁目5番2号 代表者 代表取締役 森田 宏樹
特命理由	本件は、融資のあっせん・利用者情報管理・信用保証料補助及び利子補給事務などの融資事務全般に利用している中小企業融資管理システムについて、現行システムのハードウェア及びソフトウェアの保守契約の期間満了に伴い、機器更改及び新たなソフトウェアの調達等、一連の導入業務について委託するものである。主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。  経理課として検討したところ、新たなシステムの導入にあたっては、業務の継続実施のため、現行システムと同等以上の機能を備えることが求められる。そのため主管課では、事業者の選定にあたり、特別区では荒川区と同水準の融資制度が実施されていることを鑑み、特別区において融資管理システムの導入実績があり、かつ荒川区の業務に対応可能と回答があった2社について、機能面・価格面等の調査・比較を行っている。荒川区の中小企業融資制度においては、独自に「最大2年の条件変更に対する追加の利子補給処理」を行っており、当制度はシステムによる管理が不可欠なものであるが、この独自制度に対応するシステムの導入実績を持つのは、上記業者のみである。なお、上記業者は現行システムの開発・保守業者であるが、これまでの履行状況は良好である。特別区における豊富な導入実績を有し、かつ区の事業内容について熟知していることからも、円滑で確実なシステム構築及びデータ移行の実施が期待できる。以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)